

## 要医療児者支援体制加算について

当事業所は、支援体制要件に必要な研修を修了した専門相談員を配置しております。

○ 要医療児者支援体制加算とは

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して、適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置する。

要医療児者支援体制加算を算定するにあたって要件となる受講済み研修

【研修名】「令和2年度東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修

【開催日時】令和3年1月10日・11日

## 精神障害者支援体制加算について

当事業所では、精神科病院等に入院する精神障害者の方や、地域において単身生活等をする精神障害者の方に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、下記のとおり研修を修了した相談支援専門員を配置しております。

1 体制加算を算定するにあたって要件となる受講済み研修

【研修名】「令和2年度地域移行関係職員に対する研修」

【開催日時】令和3年1月14日

【主催者】社会福祉法人めぐはうす

東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業  
地域移行促進事業

## 行動障害支援体制加算

当事業所では、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を終了した相談支援専門員を配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制をとっております。

【研修名】令和2年度東京都強度行動障害支援者研修(実践研修)

【開催日時】令和2年12月2日